

令和 7 年 第 218 号

謄本

資料の存在及び収納密封保存に関する

事実実験公正証書

本職は、令和 7 年 8 月 28 日、嘱託人竹内祐樹の下記  
嘱託の趣旨に基づき、嘱託人が同日現在保有する資料  
が存在し、これらを収納密封保存することに関し、そ  
の収納密封保存現場に立会い目撃した事実を録取して、  
この証書を作成する。

嘱 託 の 趣 旨

嘱託人は、嘱託人が取得済みの特許に関し、将来紛  
争が生じた場合に備えるため作成した文書及びそのデ  
ータを収納した記憶装置が現時点で存在すること、お  
よびこれらを収納密封保存したことの証明のため、公  
証人において、その作業現場に立会いの上、目撃見分  
した事実を録取した公正証書を作成されたい。

見分の経過とその結果

本職は、令和 7 年 8 月 28 日午後 4 時頃、東京都千  
代田区麴町 4 - 4 - 7 所在麴町公証役場において、嘱  
託人竹内祐樹が、下記の処置を実行するのを目撃した。

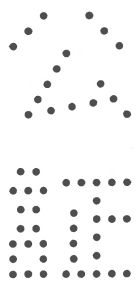
記

1 嘱託人は、本職に対し、①本体の目次（ページ付き）：全18ページ、②『緊急通報・バイタルセキュリティ・知財照合システムの統合的権利構造（完全封鎖版）～音・生命・知財を守る三重セーフティ網と、模倣・均等・類似・派生・逃げ道・書き込みを全て禁じた完全著作物～、③共同連名（竹内祐樹・竹内健一・平川智子・平川和典）、④第2章「バイタルデータを用いた多段階セキュリティ」の図解・フローチャートのすべて、⑤第3章 知財照合・遮断・契約・収益分配システム（P-25016）、⑥第3章「知財照合・遮断・契約・収益分配システム（P-25016）」のプログラム・ソースコード・擬似コードを実装直行レベルで一式提示、⑦共同連名（竹内祐樹・竹内健一・平川智子・平川和典）、⑧統合プラットフォーム（音響緊急通報×バイタルセキュリティ×知財照合・契約・収益分配）におけるAPI・コンピュータ（計算資源）・システム（アーキ/データ/運用）・PCU（制御核）を実装直行レベルで完全網羅、⑨法務ドキュメント・判例照合マニュアル、⑩教育分野（ランドセル緊急通報）、⑪受領書、⑫『緊急

通報・バイタルセキュリティ・知財照合システムの  
統合的権利構造（完全封鎖版）』～音・生命・知財  
を守る三重セーフティ網と、模倣・均等・類似・派  
生・逃げ道・書き込みを全て禁じた完全著作物～著  
作権の権利範囲とその解説と事例について～、⑬著  
作物として保護される「コンピュータ×言語」の構  
成整理（以上は冊子各１冊）、⑭「公証役場提出添  
付一覧（公正証書）」及び⑮記憶装置（ＵＳＢ）１  
個を順次提示した。

２ 嘱託人は、これら計１５点は、嘱託人が取得済み  
の特許に関し、将来紛争が生じた場合に備えるため  
作成した文書及びそのデータを収納した記憶装置  
（ＵＳＢ）である旨説明した。

なお、①ないし⑧及び⑫ないし⑭には、それぞれ  
「２０２５年８月２６日福岡県北九州市八幡西区引  
野２－８－１８竹内祐樹」の署名と「竹内」の押印、  
「２０２５年８月２６日福岡県北九州市小倉北区三  
郎丸２丁目２－１５竹内健一」の署名と「竹内」の  
押印、「２０２５年８月２６日愛知県名古屋市守山  
区上志段味東谷２１０９－４３７平川智子」の署名



と「平川」の押印、「2025年8月26日愛知県  
名古屋市守山区上志段味東谷2109-437平川  
和典」の署名と「平川」の押印が、⑨ないし⑪には、  
それぞれ「2025年8月27日福岡県北九州市八  
幡西区引野2-8-18竹内祐樹」の署名と「竹  
内」の押印、「2025年8月27日福岡県北九州  
市小倉北区三郎丸2丁目2-15竹内健一」の署名  
と「竹内」の押印、「2025年8月27日愛知県  
名古屋市守山区上志段味東谷2109-437平川  
智子」の署名と「平川」の押印、「2025年8月  
27日愛知県名古屋市守山区上志段味東谷2109  
-437平川和典」の署名と「平川」の押印があり、  
かつ、それぞれ、各署名日時に対応する公証人によ  
る確定日付が付されている。

3 次に、囑託人は、上記の計15点を、持参した段  
ボール箱（段ボール番号PK005）に封入方式で格納し  
た上、持参した包装用粘着テープで包装し、その包  
装部分に同人が封印したので、本職も同様これらに  
職印を用いて封印を施した。これにより封印を施し  
た包装用粘着テープを破損しない限り、上記段ボー

ル箱内の冊子及び記憶装置を取り出すことは不可能な状態となった。

以上により、囑託人は、囑託人及び本職が封印した状態のままの上記冊子及び記憶装置（U S B）計 1 5 点在中の段ボール箱 1 箱（段ボール番号PK005）を保管するものである。

### 本 旨 外 要 件

住 所 福岡県北九州市八幡西区引野 2 - 8 - 1 8

職 業 会社役員

囑託人 竹 内 祐 樹

昭和 6 0 年 3 月 1 9 日生

上記は、運転免許証の提示により人違いでないことを証明させた。

前記各事項を囑託人に閲覧かつ読み聞かせたところ、その正確なことを承認し、次に署名捺印する。

囑託人 竹 内 祐 樹<sup>印</sup>

この証書は、本職が、令和 7 年 8 月 2 8 日、本職役場において、法律の規定に従って作成し、次に署名捺印する。

東京都千代田区麴町 4 丁目 4 番 7 号

公証

|    | (公)     | (証) | (人) | (役)     | (場) |
|----|---------|-----|-----|---------|-----|
| 1  | 東京法務局所属 |     |     |         |     |
| 2  | 公 証 人   |     | 堀   | 嗣 亜 貴 印 |     |
| 3  |         |     |     |         |     |
| 4  |         |     |     |         |     |
| 5  |         |     |     |         |     |
| 6  |         |     |     |         |     |
| 7  |         |     |     |         |     |
| 8  |         |     |     |         |     |
| 9  |         |     |     |         |     |
| 10 |         |     |     |         |     |
| 11 |         |     |     |         |     |
| 12 |         |     |     |         |     |
| 13 |         |     |     |         |     |
| 14 |         |     |     |         |     |
| 15 |         |     |     |         |     |
| 16 |         |     |     |         |     |
| 17 |         |     |     |         |     |
| 18 |         |     |     |         |     |
| 19 |         |     |     |         |     |
| 20 |         |     |     |         |     |

|    |                          |     |        |     |     |
|----|--------------------------|-----|--------|-----|-----|
|    | (公)                      | (証) | (人)    | (役) | (場) |
| 1  | この謄本は、令和7年8月28日本職役場において原 |     |        |     |     |
| 2  | 本に基づき作成した。               |     |        |     |     |
| 3  | 東京都千代田区麹町4丁目4番7号         |     |        |     |     |
| 4  | 東京法務局所属                  |     |        |     |     |
| 5  | 公証人                      |     | 北 研二 実 |     |     |
| 6  |                          |     |        |     |     |
| 7  |                          |     |        |     |     |
| 8  |                          |     |        |     |     |
| 9  |                          |     |        |     |     |
| 10 |                          |     |        |     |     |
| 11 |                          |     |        |     |     |
| 12 |                          |     |        |     |     |
| 13 |                          |     |        |     |     |
| 14 |                          |     |        |     |     |
| 15 |                          |     |        |     |     |
| 16 |                          |     |        |     |     |
| 17 |                          |     |        |     |     |
| 18 |                          |     |        |     |     |
| 19 |                          |     |        |     |     |
| 20 |                          |     |        |     |     |
|    | (公)                      | (証) | (人)    | (役) | (場) |



公証